

1. 親密「権」とは

親密「権」とは、親密な関係を結ぶ権利である。人が生きていくうえでどんな親密な関係を選んでも社会的な差別・疎外を蒙らず、どんな親密な関係を結ぶ人も制度的に平等に扱われることによって保障される権利である。ヨーロッパ起源の市民権概念は、200年間かけて法の下での平等の権利、平等な政治参加の権利、社会資源を平等に享受する権利を取り入れて拡大してきたが、親密権は、これに連なる 21 世紀的な追加項目である。

2. 親密権の生まれる前

親密権の考え方が生まれた背景には、1970 年代から続いてきた女性運動・ゲイレズビアン運動と、それらへの建設的批判がある。

女性運動のもっとも有名なスローガンは「個人的なことは政治的なこと」だろうが、これは、それまで公の場面でのみ発動され、問題化されると考えられていた政治権力が、一般的に「私的」と言われる個々人の生活の場面でもいちいち発動し、抑圧し、搾取し、暴力を起こすことを喝破したスローガンだった。そして、この個人的な権力関係は「私的」と言われるその定義自身によって、愛や性がからんでくることによって、もっとも隠されやすく、しかしジェンダーによってあらゆる公的な権力関係に結びついていた。だから女性運動においては、女性たちが自らの（愛や性もふくむ）経験から発して自らが社会変革の主体となることを志し、半分くらいは実行しようかなと思ったり、実行してきたのだった。

ゲイレズビアン運動はこの女性運動の志と実践（政治的・理論的功績）を継承し、自らがゲイであること、レズビアンであることを自分たちを差別する社会を変革する主体としたのだった。長くなってきたのではしよるけれども、しかしこの主体思想にも、どんな集団的政治主体とも同様の当たり前の弱みがあった。「女」や「レズビアン」や「ゲイ」は一人ではありえず、集団全体の利益は「性による差別をなくそう／なくさせよう」など、最大公約数の目標に対しては共通であり得ても、「女」のなか「レズビアン」のなか「ゲイ」のなか、「ゲイとレズビアン」のあいだ、といったカテゴリーの内部の格差には対応し得ないのだった。

3. 親密権の誕生と意義

そこで親密権が誕生するのは、第一に、愛や性がからんでいるゆえにもっとも隠されやすく、かつあらゆる公的権力関係に結びついている「個人的なこと」の政治の重要性をしっかりと認識するため。第二に、その主体は個人であることを強調し、親密な関係の

もち方におけるあらゆる人の平等を求める根拠を、あらためて、その個人に属する権利とするためだった。

もうひとつ親密権の発想で重要なのは、人は、関係は、変わる、という事実をとらえようとしているところである。社会変革の集団的主体や差別・抑圧の構造的分析（いわゆる「大きな物語」）が、大きな政治目標に向かい、それを達成したりしなかったりする過程で必ず落ちこぼしてしまう集団内部のマイノリティ（「小さな人びと」）の小さな物語を聞くことから親密権は生まれた。親密権は、小さな人びとのための社会変革をめざすものである。だからこそ、小さな人びとの声も集まってやがて大きな声になり、小さな物語もやがて大きな物語になっていくことを重々意識している。小さな権力関係も、大きな権力関係も歴史から逃れられない。しかしここでも、どんな集団的な関係をも個人の親密権を上回る社会的利益を受けない／あるいは平等な社会的利益を受けるという基礎があれば、誰が、誰の関係がどう変わってもよいのである。

4. 親密権の制度的保障

具体的には、結婚しても離婚しても、子どもをもってももたなくても、親が婚姻していてもいなくても、100人の性交渉相手をもっている人も1人の性交渉相手もいなくても、お金を払ってセックスしてもらおう相手がいなくても、セックスの時は常にワリカンでも、一生親と暮らしても、一生独りで暮らしても、同性の性的パートナーと暮らしても、コミュニティで暮らしても、友だちと暮らしても、犬と暮らしても、そのことによってとくに利益も不利益も社会的には受けなければよい、ということである。一人の人がこのいくつかの関係を出たり入ったりしても、同様に利益も不利益も受けないのがよい。

人が親密権を獲得しこれを保障されるということは、そういうことである。これらを目標とすれば、法や制度の案は、そう目新しいものも複雑なものもない。

婚姻に与えられている法的・社会的・経済的メリットを廃し、世帯単位の税制・社会保障制度を廃し、個人単位の社会保障と所得の再分配を可能にする。「親権」の考え方を廃し、「子権」あるいは「未成年権」として、養育保護教育を享受する権利の保障と社会的所得の再分配を可能にする。血縁相続を廃し、私有財産制は保っても一代限りとする。あらゆるジェンダー差別、性差別、「人種・民族」差別を少なくとも法制度的には無くす。など、「個人単位の社会」主義の徹底をめざせばよいのである。

5. 予想される親密権とこれに基づく制度への批判

と言ったところで、真っ先に頭をもたげるのが、これでは家族のよいところやコミュニティやアイデンティティ（集団）ポリティクスのよいところも同時に無くしてしまう、という不安だろう。なんだかんだ言って人にとって、私にだって、**sense of belonging** は大切で、人は公的にも私的にも、どこかに所属する、誰かに頼る／頼られることでそ日々生き延びられるのではないか、と。

しかし、この心配はいらない。婚姻のメリットがなくなっても誰かと支えあって暮らしたい人は婚姻しなくても、できなくてもそれが社会的に保障されるのが親密権の考え方だ。婚姻する人にとっては、他を差別することなくそうできるのでむしろ正義というメリットが増す。そればかりか、人とうまく暮らすことのできない人や暮らしたくない人も、そのことを欠落ではなくライフスタイルとして享受できるようしようとするのが親密権の考え方だ。

「勝ち組」「負け組」の論争が、結婚できるか子どもが産めるかに強く関係していたことから分かるように、婚姻主義・世帯主義・家族主義・血縁主義こそが格差を生んできたことを、パープリンな週刊誌メディアさえよくすくいあげているではないか。

他に批判として思いつくのは、(1)親密な関係の国家管理につながる？ (2)輸入思想で日本にはなじまない？ (3)国境を超える関係に対する保障・再分配を全部カバーしていたら破綻する？ (4)人身取引など弱い立場の者を利用するための温床になる？ (5)農業など家族単位が機能してきた生産現場と切れた議論？ くらい。

(1)は真面目に考える必要がある。個人社会主義でいくとすれば、だからこそ社会保障と所得の再分配には大きな規模の整備と管理が必要だ(小さな自治体単位ではおそらくきのうしない)から。(2)に対しては「だいたいこういうことを言うのはある関係では不利益を蒙っていても別の関係では既得権益に浸っている人たち、たとえばフェミニズムに反対する消えゆく家父長主義ナショナリストだ」と言いたい、そういう一面的なことよりも、人権思想はすべて、すでに世界中で採用され批判されることで変化し、日本人であろうと何人であろうと、自分の関与を棚に上げ、外敵として打つことはできない、と言おう。(3)と(4)には、反論にならないかもしれないが、そんなことは今すでに巷にあふれているので、親密権の良しあしとはとりあえず関係ない、と言おう。(5)については、別の単位を考案すればよい。協同組合方式や多家族経営はすでに試みられているのだから。

6. 親密権とオルタ社会

以上のように、親密権を基礎にした個人社会主義が私はオルタに必要だと思う。女性運動・性的マイノリティ運動だけでなく、BIの必要性議論とも、もしかしたら国境を超える対金持ち課税システムの議論とも親和性が高い。欲を言えば農村など物的生産現場の集団作業の必要性議論とも絡んでいける。そこはすでに、女性に任せられがちな再生産労働の負担の再分配もふくめて、新しい関係が必要とされているのだから。

以上